

( 組 )

園児名 ( 歳 )

※この太枠内は保護者記入

保護者 様

園 名 \_\_\_\_\_

園長名 \_\_\_\_\_

感染症に伴う登園の許可について

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は、「保育所における感染症対応ガイドライン（厚生労働省）」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取県東部医師会で検討されたものです。

登園を再開する際には、医師に下記を記載していただき保育園に提出してください。

出席停止期間 …… 平成 年 月 日 ( ) から医師の許可があるまで

記

〈 医師 記 入 欄 〉

※該当する病名欄に○印をつけてください。

○記入	病 名	出 席 停 止 期 間
	第一種伝染病( ) *新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと確認するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、かつ抗菌薬を内服後 4 8 時間を経過するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	その他( )	感染の恐れがないと確認するまで

出席に支障がないものと認めたので、平成 年 月 日より登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_